

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道

厚真地区の簡易水道については、簡易水道拡張事業による給水人口の増加や住宅設備の近代化に伴う水使用形態の多様化、公共下水道と浄化槽による水洗化の普及、給水区域の拡大などから水需要が増加し、現在の水源では不足が予想されるため、厚幌ダムの早期完成が待たれています。

上厚真地区についても浄化槽設置の増加や船舶に対する給水などで水需要が増加しています。しかし、主水源である軽舞川上流にある石油採掘坑跡からの石油流出による水質悪化の懸念や、浅井戸については、水質は安定しているものの取水量が減少しており、将来にわたる安全で安定的な水量確保が必要です。さらに、給水区域は計画どおり拡大していますが、普及率の伸びが少ないため啓蒙活動が必要となっています。既設の配水管についても耐用年数を過ぎ更新が必要となっており、浄水場等の施設の老朽化と併せて大規模な補修が必要となっています。

公共下水道は平成 19 年度に整備が完了し、公共下水道と合併浄化槽による生活排水処理率は平成 24 年度末で 67.3%となっていますが、道内町村平均よりも低い状況にあり、公共下水道整備区域外の地域の浄化槽整備の促進が課題となっています。

また、公共下水道の水洗化率は平成 25 年度で 95.2%であり、効率的な下水道経営のためには処理区域内の水洗化率 100%を目指すことが重要です。また、合併処理浄化槽の整備は、平成 21 年度から浄化槽市町村整備事業により整備を推進しており、個人で設置された合併処理浄化槽は、個人からの寄付を受けて使用料を徴収するなど、町が一括して維持管理を行っています。しかし、浄化槽区域の既存住宅への設置が伸び悩んでいるため啓蒙活動が必要となっており、一方、寄付を受けた合併処理浄化槽の機器が老朽化し更新も必要となっています。

節水などによる各家庭・事業所等からの污水排出量の低減などに努め、施設管理や污水处理費用を削減していく必要があります。

② 廃棄物処理

環境への負荷が低減される循環型社会への転換が進んでおり、ごみ処理については、今後、さらにごみの分別とリサイクルを周知・徹底し、ごみの減量化を推進する必要があります。

平成 25 年 7 月からは、家庭ごみの処理についても住民の理解を得て有料化を実施し、可燃、不燃、資源ごみ、プラスチック、紙類、生ごみとより分別を細分化して、可燃ごみの減量化、広範囲のごみの資源化を推進しており、安平・厚真広域行政事務組合が収集運搬し、苫小牧市に委託して処理を行っています。

今後も、ごみ減量化のための“3R 運動”をさらに推進し、ごみの資源化や無駄な物の購入、物の使い捨て、過剰包装を控えると同時にエコバックの活用など、日頃の消費生活の見直しを徹底していく必要があります。不法投棄の防止については、家電リサイクルの啓発をさらに推進し、投棄物の早期撤収により不法投棄の連鎖防止を図り、不法投棄防止につなげていきます。ごみの焼却による環境汚染を防ぐため、廃タイヤやプラスチック等の野外焼却の禁止、無断で資源物の持ち去り禁止の啓発を推進していきます。

し尿処理は、平成 15 年度末に浄化センターが完成し、市街化区域は公共下水道の整備が図られ、また、公共下水道整備区域以外の地域は合併処理浄化槽による処理を推進していますが、同時に広域の一部事務組合でのし尿処理も行っており、組合構成町として円滑で適正な収集処理体制の維持を図っていく必要があります。

火葬場・墓地については、平成 25 年度に厚真葬苑の大規模改修を実施しましたが、今後も周辺環境の整備などに努めていく必要があります。

③ 消防・防災

ア 消防・救急

胆振東部消防組合厚真支署の消防力は、平成 26 年 1 月 1 日現在で職員 25 人、消防車両等 17 台、救急車両 1 台で、また、消防用無線局は基地及び固定局 8 ヶ所、移動局 17 ヶ所、携帯局 24 ヶ所、消防団は 2 分団あり団員は 90 人で、うち女性消防団員は 10 人となっています。

過去 10 年（平成 15～24 年）の火災発生件数は平均で 4.5 件ですが、平成 24 年は 6 件となり、前年に比べると建物火災が 21 件、車両火災が 2 件増え、罹災者数は 9 人となりました。

防火査察などの活動は、防火対象物をはじめ危険物施設や一般家庭、高齢者の一人暮らし世帯の査察などを行い、防火訓練や講習会、広報などの活動を通して防火意識の向上と防火知識の普及に努めています。

常備消防は職員の適正配置と資質の向上に努め、消防車両や資機材を計画的に配置していますが、火災や災害の状態が複雑化・多様化する傾向にあり、今後一層、職員の資質や技術、意識の向上と消防力基準に沿った施設・資機材の更新、充実を図る必要があります。また、消防職員とともに防火・防災活動を担っている非常備消防は、訓練活動の充実に努めていますが、団員不足が生じつつあることから今後とも団員の確保に努めていく必要があります。

火災は発生を防止することが一番であり、日常の継続的、計画的な広報啓発活動による防火への知識と関心を高める必要があります。また、高齢化や過疎化が進む地区にあっては、安全に安心して生活できるよう自主的な防火活動などが望まれることから、自治会や関係分野が連携し地域で支えあう仕組みづくりを進める必要があります。

消防水利は、平成 26 年 1 月 1 日現在で消火栓が 77 基、防火水槽が 53 基ありますが、設置が必要な地区については、今後、設置していく必要があります。

救急・救助は、救急救命士を 5 人配置し、高規格救急車の導入や救急機材の配備を進めています。また、救急・救助隊員全員が消防学校での教育訓練を受け資質・技術の向上に努めているとともに、町民に対しては年 4 回救急講習会を開き、応急措置や救急知識の普及に努めています。今後は、町民への救急知識や応急措置の方法の定着化を進めるとともに、救助技術の向上と救助に係る車両・資機材の充実を図る必要があります。

イ 防災

本町の歴史は、度重なる水害や地震、昭和 24 年の大火など災害との闘いでもありました。

水害については、先人の入植以来、台風や集中豪雨による厚真川やその支流の氾濫に見舞われ続け、開拓期には尊い人命が奪われることもありました。平成 16 年夏の 2 度にわたる台風では田畑や山林、建物などが大きな被害を受けています。また、地震については、昭和 27 年、昭和 43 年、平成 15 年の十勝沖地震や昭和 57 年の浦河沖地震など、その被害は甚大なものがありました。また、平成 23 年の東日本大震災では、津波による施設被害も発生しています。

このため、本町は水害のないまちづくりを目指し、河川改修や厚幌ダム建設等の促進に努めるとともに、「厚真町地域防災計画」を策定し、防災組織や災害予防対策、災害発生時の応急対策、災害復旧対策、防災訓練、防災知識の普及と防災意識の向上などに取り組んできました。また、平成 8 年に、近隣 1 市 6 町と「災害時広域相互応援に関する協定」、平成 9 年には北海道との間に「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を結んでいます。

一方、平成 7 年の阪神淡路大震災や平成 16 年の中越地震、平成 23 年の東日本大震災など近年発生した大地震を教訓とした地震・津波に対する備えや、樽前山の噴火活動への対応も必要となっています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、人命が失われないことと経済的被害が最小限となるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければなりません。自助（自らの安全を自らで守る）、共助（地域において互いに助け合う）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策）の適切な役割分担と、地域の防災力向上を図るため、防災知識の普及啓発、女性参画の拡大、災害時要配慮者と地域住民の連携体制・支援体制を確立する必要があります。

④ 住宅・宅地の整備

東日本大震災を契機として、民間住宅の耐震化や省エネルギー化が注目されていますが、いずれも多額の費用を要することから、住宅の耐震改修や太陽光発電施設の設置に支援し、省エネルギー化を図る必要があります。

本町の公的住宅事情は、平成 25 年度末で公営住宅 184 戸、特定公共賃貸住宅 24 戸、単身者住宅 16 戸、定住促進住宅 9 戸、その他の町有住宅（教員住宅を除く）35 戸、計 268 戸のストックとなり、概ね適正な管理戸数になっています。建設時から相当期間を経過した住宅は、現在の居住水準を考えると住宅規模も狭あいで設備も低水準のものもあり、平成 16 年度策定の厚真町公営住宅ストック総合活用計画（平成 22 年度以降「厚真町公営住宅等長寿命化計画」）等により、住

宅の改修・整備を促進する必要があります。

また、上厚真地区の「きらりタウン」に子育て支援住宅を計画的に建設し、若者世代や子育て世代の定着を促進することが重要です。

さらに、恵まれた自然と豊かな田園風景の中で、都市生活者をはじめ多くの人々が安心・安全で充実した人生を過ごしてもらうため、多様なニーズに対応した公的な宅地基盤の整備が重要であり、本町の「ハートフルタウン」「ルーラル・ビレッジ」「フォーラム・ビレッジ」「きらりタウン」の町有・土地開発公社有の宅地分譲地の販売を促進し、少子・高齢化に対応した居住環境の整備と併せて、移住定住を促進することが重要です。

⑤ 公園・緑地

公園・緑地は、都市公園として街区公園が 8 ヲ所、近隣公園が 3 ヲ所、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園がそれぞれ 1 ヲ所の計 15 ヲ所あり、都市緑地は 2 ヲ所、都市計画墓園として厚真中央霊園があります。また、苫小牧東部地域の外縁に位置し良好な自然環境をもつ樹林地、湖沼群は緩衝緑地として保全されています。

町の都市公園面積は、都市計画区域人口 1 人当たり、市街化区域人口 1 人当たりともに、近隣市町を大きく上回っていますが、全体的な公園利用は少ない状況にあります。今後は、恵まれた自然環境や豊かな田園風景と共生し町民に親しまれる公園活用の検討を行うとともに、文化・スポーツ・レクリエーションなどを通じた多様な都市交流や防災などの機能を併せ持ち、町の活性化に寄与する公園づくりを進める必要があります。

(2) その対策

① 上下水道

◆水道水の安定供給体制の確立

- ア 厚真地区・上厚真両地区の簡易水道の統合化の推進
- イ 厚幌ダム水源と地下水水源による安定供給体制の確立
- ウ 原水の水質に応じた浄水処理
- エ 取水施設や浄水施設、配水管等の整備・拡充

◆水道事業の効率的な経営

- ア 維持管理の徹底と普及率向上に向けた啓蒙活動の推進

◆公共下水道の効率的な経営

- ア 公共下水道処理区域内の水洗化率の向上
- イ 各家庭・事業所等からの汚水排出量の低減
- ウ 効率的な施設維持管理の推進

◆浄化槽整備の促進

- ア 公共事業による浄化槽整備の促進（浄化槽市町村整備推進事業の導入）
- イ 合併処理浄化槽の整備率向上に向けた啓蒙活動の推進

② 廃棄物処理

◆ごみの“3 R運動”の促進

- ア 安平・厚真広域行政事務組合事業の促進
- イ ごみの分別徹底と減量化、衣食住などの生活に係る物の再使用・再資源化（リサイクル）の取り組みの促進
- ウ 水・電気・石油などの資源の節約と再生製品の利用促進
- エ 再生可能エネルギー（太陽光発電設備、太陽熱利用設備、ペレットストーブ）の導入促進
- オ 省エネルギー型家電・自動車や LED 照明器具、省エネルギー型の建物の導入とエコマーク・グリーンマーク商品などの利用促進
- カ 町民、団体、事業所等の自主活動展開への支援
- キ ごみの不法投棄対策の推進

◆円滑で適正なし尿収集処理体制

- ア 胆振東部日高西部衛生組合事業の促進

◆墓苑の整備推進

- ア 墓園・墓地の管理推進
- イ 厚真葬苑の適正な維持管理

③ 消防・防災

ア 消防・救急

◆消防体制の充実

- ア 消防力基準に沿った消防施設の計画的更新と資機材の充実
- イ 消防水利の充実（防火水槽の整備、水槽付消防ポンプ自動車等）
- ウ 消防職員の資質・技術の向上
- エ 通信システムの整備と充実
- オ 消防団員の確保と訓練・研修活動の充実

◆救急体制の拡充

- ア 救急救命士、救急・救助隊員の資質・技術の向上
- イ 救急・救助資機材の計画的更新と充実（高規格救急車・救助工作車等）

◆防災・減災対策の推進と意識の向上

- ア 防火講習会・救急講習会の充実
- イ 火災予防・防火査察活動の充実
- ウ 防火・救急・防災に係る広報啓発活動の充実
- エ 防災訓練（防火訓練）
- オ 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援
- カ 山火事防止の啓発活動の推進

イ 防災

◆防災・減災対策の推進

- ア 拠点避難所の機能充実（非常用発電機・蓄電池・太陽光発電システム等の整備、燃料・食料・資機材等の備蓄充実により、厳冬期の停電など過酷状況下での避難所機能の充実）
- イ 防災資機材の備蓄と計画的更新
- ウ 防災行政無線の整備と充実（上厚真中継局及び同局内戸別受信機と移動系システムのデジタル化）
- エ 地域の減災力向上に係る広報啓発活動の充実
- オ 学校等教育関係機関の防災思想の普及・啓発
- カ 各種災害に対応した防災訓練の実施
- キ 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援

◆災害危険区域の解消に向けた対策等の促進

- ア 広域連携の強化
- イ 治山・治水・砂防事業の促進
- ウ 厚幌ダムの建設促進
- エ 水防施設の近代化
- オ 海岸保全と防災対策の促進
- カ 都市公園等のオープンスペースの確保と有効活用

◆防災情報提供体制の充実

- ア 災害弱者（高齢者、障がい者などの災害時要配慮者等）と地域社会との情報連携強化
- イ 防災情報提供活動の充実（防災知識、避難体制・避難場所・避難ルート等）
- ウ 情報通信基盤の整備（ブロードバンド、テレビの難視聴対策、携帯電話通信エリアの拡充）

◆防災意識の向上と自主防災活動の促進

- ア 自主防災組織の育成強化と自主活動の促進
- イ 防災ボランティアの育成

④ 住宅・宅地の整備

◆安全・安心して生活できる住まいの実現

- ア 民間住宅の耐震改修、省エネルギー化の推進
- イ 公営住宅等の計画的な改修・整備
- ウ 若者世代・子育て世代の定着に向けた子育て支援住宅の建設

◆定住促進に向けた宅地基盤の整備

- ア 「フォーラム・ビレッジ」「きらりタウン」の宅地造成の促進
- イ 「ハートフルタウン」「ルーラル・ビレッジ」「フォーラム・ビレッジ」「きらりタウン」の公的な宅地分譲地の販売促進

⑤ 公園・緑地

◆恵まれた自然と豊かな田園を生かした公園・緑地づくり

- ア 町民が自然にふれあえる場としての公園の維持管理
- イ 公園と河川を連結した親水性の向上
- ウ 河川敷の有効活用
- エ 河川や湖沼、海浜の生態系の保全
- オ 自然の生態系に配慮した素材と工法による公園整備の促進

◆多様な機能を発揮できる公園・緑地づくり

- ア 体力づくりやスポーツを楽しめる公園・緑地づくり
- イ 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり
- ウ 親森性・親水性が高く健康と癒しに寄与する公園・緑地づくり
- エ 公園・緑地のオープンスペースの確保による防災機能の向上
- オ 都市と農村との交流やグリーン・ツーリズム推進のための活用

◆協働型公園・緑地の整備と維持・運営

- ア 街なかコミュニティや町民の憩いの場として利用者の視点に立った公園・緑地の機能の向上（協働型公園づくり）
- イ 公園・緑地の管理と運営の仕組みづくり（協働型公園管理システム）
- ウ 町民等の参加による風景資源の把握と保護・有効活用の推進
- エ 臨海地区の交流機能の充実
- オ 風景づくり人材の育成（フラワーマスター、緑化や自然保護、地域の文化等に関わる人材）

(3) 計画

事業計画（平成 26～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	統合簡易水道事業	町	
		水道施設整備事業	町	
		豊川地区配水管布設替事業	町	
		上厚真地区配水管布設替事業	町	
	(2)下水処理施設 浄化槽施設 (5)消防施設	個別排水処理事業	町	
		消防ポンプ自動車更新	消防組合	
		泡原液タンク補修工事	消防組合	
		消防用ホース整備	消防組合	
		厚真支署ボイラー補修	消防組合	
		浜厚真サイレン塔整備	消防組合	
	(6)公営施設	子育て支援住宅（地優賃）	町	
		公営住宅等改善事業	町	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	交通安全防犯等推進事業 (事業の内容) 各種交通安全団体に対する補助 (事業の必要性) 町民の交通安全対策を実施し、交通事故から町民を守ることが必要である。 (見込まれる事業効果) 各種団体が展開する事業により、町民の交通安全に対する意識の向上が期待でき、交通事故防止に寄与できる。	町	
		安全・安心省エネ住宅推進事業 (事業の内容) 住宅耐震化、太陽光発電システム設置、ペレットストーブ購入、住宅用LED照明購入、及び住宅リフォームの助成事業 (事業の必要性) 住宅の安全性及び省エネ対策の実施が必要である。 (見込まれる事業効果) 耐震化による住宅の安全性の向	町	

(8)その他	上と各種省エネによる地球温暖化防止対策等の実施により、安全で安心して暮らせる生活環境を作ることができる。		
	防災アドバイザー設置事業 (事業の内容) 防災マスター、自主防災組織の設置 (事業の必要性) 防災マスターを通じた防災教育の充実が必要である。 (見込まれる事業効果) 防災教育の徹底により防災・減災の意識が向上し自助・共助の考え方が浸透することが期待できる。	町	
	安平・厚真行政事務組合負担金 (事業の内容) 一部事務組合設置に伴う負担金 (事業の必要性) 町内で発生する各種ごみのリサイクル等の実施に必要である。 (見込まれる事業効果) 各種ごみの処理及びリサイクルの実施による生活環境の整備を図ることができる。	町	
	胆振東部日高西部衛生組合負担金 (事業の内容) 一部事務組合設置に伴う負担金 (事業の必要性) 町内で発生する合併浄化槽等から発生するし尿等の処分に必要である。 (見込まれる事業効果) し尿の適正処理により、生活環境の向上を図ることができる。	町	
	上厚真市街地宅地整備事業	町	
	フォーラム・ビレッジ宅地整備事業	町	
	本郷公園 遊具更新 1 基	町	
	新町公園 (改築) 改築 1 ha	町	
上厚真かえで公園 新設整備 0.3ha トイレ 1 棟	町		
公園長寿命化事業 老朽化施設更新	町		